

平成24年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成24年12月20日

午前 9時30分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員（14名）

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	5番	伴吉晴
6番	紀良治	7番	嶋田善行
8番	小野隆雄	9番	中西和夫
10番	坂口徹	11番	飯高昭二
12番	辻善次	13番	里川宜志子
14番	木澤正男	15番	木田守彦

1, 欠席議員（1名）

4番 吉野俊明

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原伸宏 係 長 安藤容子

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	西本喜一
総務課長	黒崎益範	企画財政課長	西巻昭男
税務課長	加藤恵三	住民生活部長	乾善亮
福祉課長	植村俊彦	国保医療課長	寺田良信
健康対策課長	西梶浩司	環境対策課長	栗本公生
住民課長	清水昭雄	都市建設部長	藤川岳志
建設課長	川端伸和	観光産業課長	清水修一

都市整備課長	井上貴至	会計管理者	野崎一也
教委総務課長	西川肇	生涯学習課長	佃田真規
上下水道部長	谷口裕司	下水道課長	上田俊雄

1、議事日程

日 程 1. 建設水道常任委員長報告について

日 程 2. 厚生常任委員長報告について

日 程 3. 総務常任委員長報告について

日 程 4. 予算決算常任委員長報告について

日 程 5. 各常任委員会の閉会中の継続審査について

日 程 6. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

追加日程 1. 発議第7号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について

追加日程 2. 発議第8号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

1、本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（嶋田善行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

なお、吉野議員から、欠席の通告を受けております。

よってこれより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、建設水道常任委員長報告について、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。1番、宮崎委員長。

○建設水道常任委員長（宮崎和彦君） それでは、12月10日、全委員出席のもと建設水道常任委員会を開き、議案及び継続審査案件、委員会所管にかかる事案について報告を受け、審議を行いましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、本会議からの付託議案について議題といたしました。

斑鳩町風致地区条例について、風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令が改正され、2以上の市町村の区域にわたるものを除く10ヘクタール以上の風致地区に関し、風致地区内における建築等の規制に係る条例を制定する権限が都道府県から市町村へ移譲されることから、建築、宅地造成、伐採等の行為に係る規制について定めるものであると説明されました。委員より、違法建築、池の埋め立て、非常災害のために必要な応急処置としての行う行為、処理要綱について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。異議なく満場一致で可決されました。

2. 斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例について、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正され、町が移動等の円滑化のために必要な特定公園施設を設ける場合の基準について条例を定めるものである、と説明されました。委員より、進入路、通路の幅員の規定について、開発業者が開発に伴う公園についての質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。異議なく満場一致で可決されました。

3. 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例について、町が都市公園を設置する場合の都市公園並びに公園施設の配置及び規模について、条例で定めることのほか、都市公園の設置については、都市公園法において公告することにより設置とされていることから、設置等の条文を削除する改正を行うものであると説明されました。質疑なく満場一致で可決されました。

4 番目、斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例について、公共下水道及び都市下水路の構造の基準並びに都市下水路の維持管理に関する基準について条例で定めるため、所要の改正をするものであると説明されました。質疑なく満場一致で可決されました。

5. 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、水道事業に適用する布設工事監督者の配置基準並びに資格基準、並びに水道技術管理者の資格基準について条例で定めることになり、所要の改正を行うものであると説明されました。委員より埋設管の保証期間、工事業者の資格、管理体制について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。異議なく満場一致で可決されました。

6 番目、平成 24 年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について、工事場所、工事概要、工期、落札者、落札金額を説明されました。委員より、工事箇所の安全性について、入札内容、町の積算について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。異議なく満場一致で可決されました。

陳情第 6 号、土地売買に係る農業用水路変更整備工事等の早期着工を求める陳情書について、幸前 1 丁目地内の町道 227 号線道路改良工事と農業用水路等の付帯工事の早期着工を求めるものである。理事者より、工事着手されない理由、経緯の説明を求めました。委員より補償工事で行う以上、地元でまとめてもらいたい。陳情者に対して中止に至った経緯の説明報告してほしい。自治会で意見がまとまっていないように思う。再度検討していただきたい。陳情者に対し、中止の経緯を文書で報告していただきたい。地元で一定の論議をして、答えを出していただきたい。検討委員会がストップしているという実態を認識していただいて、陳情者の方も検討委員会に早期着工を促すべきであるという意見があり、本委員会といたしまして取りまとめました結果、陳情者に対して理事者より文書をもって説明していただき、陳情書に対しては不採択と決しました。

次に、継続審査 1、都市基盤整備事業について、公共下水道事業に関することについてを議題といたしました。24 年度の公共下水道工事進捗状況、11 月に入札された神南 3 丁目 2 工区一 11、栗原工務店が落札。公共下水道接続申請状況、融資あっせん利用数、浄化槽雨水貯留施設への転用申請について説明報告を受けました。委員より、接続率と鳩水園での処理について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

次に、都市計画道路の整備促進について議題といたしました。今年度の、いかるがパークウェイの岩瀬橋付近の工事の工程と縦断図について、法隆寺線整備事業の国道 25 号取り付け部分の用地交渉の状況について、説明報告されました。質疑等はありません

でした。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業について、現在の状況の説明報告がされました。委員より質疑なく、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項について議題といたしました。

(1) 斑鳩市の開催について説明・報告されました。質疑等はありませんでした。

次に、平成24年度一般会計補正予算(第3号)について、道路新設改良費の増額補正を行うもので、繰越明許事業費とあわせて一般会計補正予算(第4号)とするという説明報告がされました。質疑等はありませんでした。

次に、その他について、委員より、県水道料金の値下げと時期について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。委員より、富雄川の米寿橋、富雄川の左岸、高安に降りる擁壁の点検、整備について質問があり、理事者より一定の答弁がされました。委員より、産業まつりの式典について質疑があり、理事者より一定の答弁がされました。

以上が、閉会中における当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理しますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

以上で、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長(嶋田善行君) 次に、日程2、厚生常任委員長報告について、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。2番、小林委員長。

○厚生常任委員長(小林 誠君) それでは、去る12月11日に、本会議より付託を受けた議案等を審査するために厚生常任委員会を開催いたしましたので、その審査結果についてご報告いたします。

まず12月定例会の付議予定議案について、(1)議案第40号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例についてを議題とし、理事者から説明を受け審議したところ、委員からの質疑として、ひとつとして、当該事業における補助金について。2つとして、事業を計画される事業者の状況について等、質疑がありました。理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しました。

次に、(2)議案第41号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例について、理事者から説明を受け審議したところ、委員からの質疑として、広域7町を対象とした施設の設置についての質疑がありました。

理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しました。

次に（３）議案第５２号 斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入について、以前の説明に、新たに厨房機器一覧表を追加資料とし審議を行いました。委員からの質疑として、ひとつとして、調理室の規模をどのように位置づけ、考えているのかについて、２つとして、どのような基準に基づき調理施設を整備したのか、３つとして、子ども達にきめ細やかな対応ができるのか、４つとして、調理室内で配膳するにあたり、現場の意見を参考に導線がうまく確保されているのかなどの質疑がありました。理事者より一定の答弁がなされた後、本案についてお諮りしたところ、満場一致で可決することに決しました。

次に（４）議案第５９号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてを議題とし、理事者から説明を受け審議したところ、委員からは特段の質疑はなく、本案については満場一致で可決することに決しました。

以上、本会議より付託を受けた４議案について、審査の結果、すべて満場一致で可決することに決しました。

続いて、継続審査について、環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、審査を行いました。

まず１点目として、生ごみ分別収集モデル事業について、以前に報告させていただいた自治会に加え、新たに、４自治会３２８世帯に、モデル家庭も１０世帯が加わり、モデル自治会で合計２６自治会２，３８５世帯に、モデル家庭１８４世帯を加えた合計２，５６９世帯であること。平成２４年度の目標世帯数であった２，５００世帯を超える世帯が生ごみの分別収集に取り組んでいるとの報告を受けました。

次に２点目として、その生ごみの処理状況について、１１月末現在で、モデル自治会・モデル家庭を合わせた１１４ｔの生ごみに学校給食、事業所の生ごみ３８ｔを合わせた合計１５２ｔの生ごみをたい肥化処理したこと。また、この１５２ｔの生ごみは、可燃ごみの約６％に相当する量であり、たい肥化処理するために、約３３２万円の費用がかかったが、仮に、生ごみ分別収集に取り組まず、可燃ごみとして焼却処理していた場合、約５３６万円の焼却委託料が必要であったとの報告を受けました。

委員から特段の質疑はなく、以上で継続審査については、当委員会として説明を受けたということで終わりました。

次に各課報告事項について、（１）国民健康保険税等の夜間・休日納税相談の実施について。保険料を納期までに納付できない、また仕事の関係等で、どうしても平日に役場の開庁時間に相談にいけないといった方のために、また、滞納者の呼び出しも含めて、今年度も、昨年に引き続き実施するとの報告を受けました。

次に（２）高齢者肺炎球菌ワクチン接種費用の助成について。全国で肺炎による死亡のうち約９割を７０歳以上が占めているということから、対象年齢を７０歳以上の高齢者とし、肺炎球菌によって起こる病気を予防し、高齢者の健康保持及び増進を図るため、１回分のワクチン接種費用の一部助成を町単独事業として、平成２２年度から実施してきた経緯について。そして、事業実施後、国立感染症研究所の高齢者肺炎球菌に関する知見が出され、６５歳以上の高齢者でも、肺炎球菌による肺炎を減少させる効果がみられ、さらに、インフルエンザワクチンと肺炎球菌ワクチンを併用することにより、重症化や死亡率が低下する効果があるということから、このワクチンは、６５歳以上の高齢者を対象としたワクチンであるという見解が示されたことについて。また、再接種についても、注射部位の副反応が、初回接種よりも頻度が高く発現するとの報告されていたことから、生涯１回としてきたが、過去５年以内に接種したことのある者は、再接種の必要性を慎重に考慮した上で、前回接種から十分な期間を確保すれば、接種できるという見解が示されたことについて。また、日本感染症学会においても、同様のことが示されており、さらに予防効果として、近年、抗生物質が効かない、いわゆる耐性を示す多剤耐性肺炎球菌が急増しており、予防接種のほうが有効であるという見解が示されたことについて。また、医療機関で本人が支払う接種費用は、当初は７千円程度ということから、助成金額を概ねその半額の３千円としてきたが、実際は接種費用が約８千円かかっていることについて。以上のことから、接種費用の助成について検討した結果、来年度より、対象年齢を７０歳から６５歳に引き下げ、助成金額を３千円から、接種費用の２分の１の４千円を上限とし、さらに再接種についても助成対象とし、実施していきたいとの報告を受けました。

次に、（３）社会福祉協議会の高齢者等外出支援事業について。平成２５年度からの新規事業として検討されているこの事業の目的は、町内に居住される高齢者や障がい者を対象に主に買い物の支援として社協が所有する車両により外出を支援し、社会参加の促進や地域福祉の充実に寄与することを目的に実施し、運行については、範囲を町内とし、主に丘陵地を有する地域を３コースに分け、基本的には午前と午後の各２往復の運

行を考えているとの報告でした。

また、現在、社協の方で実施している白石畑地区における外出支援事業については、この新たな事業に取り込む形でコースの設定を考えているとの報告でした。委員よりの質疑として、利用者のニーズにできるだけ応えられるよう、今後、検討していただきたいとの要望がありました。

次に、（４）社会福祉協議会の会長・副会長の選任、常務理事の指名について。会長に町長が、副会長に自治会連合会長が選任され、また、常務理事には引き続き住民生活部長が兼務との報告でした。

次に、その他について、委員より質疑をお受けしたところ、委員より、ひとつとして、精神障がい者のバス等の運賃割引について、２つとして、国保の広域化について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされております。

以上が、開会中における厚生常任委員会の概要と結果であります。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程３、総務常任委員長報告について、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。５番、伴委員長。

○総務常任委員長（伴 吉晴君） それでは、総務常任委員会の審査結果についてのご報告をいたします。

本定例会初日に、本会議から付託を受けました議案等の審査を行うため、１２月１３日、全委員出席のもと委員会を開催いたしました。

その審査の概要と結果についてご報告いたします。

まず始めに、本会議からの付託議案であります、議案第３９号 斑鳩町地域交流館設置条例について議題とし、理事者より少子高齢化の急速な進展を背景に、地域での子育て支援、高齢者の見守り、防災・防犯対策等の課題に対応していくためには、互いに助け合い、支え合うコミュニティの再構築が必要であり、さまざまな目的に対応したコミュニティ施設が求められている。このため、自治会、ＮＰＯ及びボランティア団体等のコミュニティ活動を推進し、住民福祉の増進とふれあい豊かな地域社会の育成を図ることを目的に、広域的な自治会及び住民団体のコミュニティ活動の拠点として斑鳩町地域交流館を設置するため、本条例を制定するものであると条例の要旨をもって説明を受けた後、委員より施設の管理責任者を明確にできるのか、近隣地域だけでなく、町内すべ

ての住民が使用できるのか再度確認したい、施設の目的とか趣旨が住民に周知できていないのではないかと、地域交流館と地域の集会所との関係を確認したい等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。本件についてお諮りしたところ、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より、災害対策基本法の一部改正に伴い地方防災会議及び災害対策本部の所掌事務の見直し及び明確化が行われたことから、この改正に準じて、本町の防災会議の所掌事務及び委員構成の見直しを行うため、本条例において所要の改正を行うものと説明があり、本件についてお諮りしたところ、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号 斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より災害対策基本法の一部改正に伴い、本条例において、同法を引用する条項について、所要の改正を行うものと説明があり、本件についてお諮りしたところ、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正に伴い、本条例において同法を引用する条項について、所要の改正を行うものと説明があり、本件についてお諮りしたところ、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より地方自治法の一部改正に伴い、本条例において同法を引用する条項について、所要の改正を行うとともに、本会議における参考人及び公聴会の公述人を実費弁償支給対象として加えるものと説明があり、本件についてお諮りしたところ、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とし、理事者より地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に公布され、障害者自立支援法の一部が改正されたことから、本条例において同法を引用する条文について、所要の改正を行うものと説明があり、本件についてお諮りしたところ、当委員会として、満場一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査として、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてを議題とし、理事者より斑鳩町文化財活用センターの運営状況として、12月2日までの今年度の入館者総数は9,206人で前年度より512人の減となっている。この要因として、昨年度は5月に震災の影響を鑑み中止した藤ノ木古墳の石室特別公開を今年度は行ったことにより増となったが、その後、夏以降は法隆寺の参拝者数も今年度は減少傾向ということで、震災の影響で関西方面に流れていた観光客、また、一昨年に開催された平城遷都1300年祭でふえていた観光客が元に戻りつつあるのではないかと考えられると報告がありました。

また、小田原市との法隆寺ゆかりの都市文化交流協定の締結1周年を記念し、小田原市交流展を平成25年2月10日から3月17日までを会期として開催する予定で準備を進めていると説明がなされました。委員より、小田原市との取り組みに対して、どのような広報を考えているのかという質疑があり、理事者よりチラシ及びポスター等で周知していきたいと答弁がありました。

次に、各課報告事項として、いかるが溜池土地改良区総代選挙について、選挙の期日、投票日は平成25年1月23日、投票時間は午前10時から午後3時までで、告示日は平成25年1月16日となっており、選挙すべき総代人数等については6選挙区、40人で任期は4年になっていると報告がされました。

次に、職員採用試験の結果についてとして、11月25日に最終となる3次試験を実施し、一般事務職5名、土木技術職1名、保健師2名、合計8名の採用を決定したこと、斑鳩町消防団の年末警戒パトロールを本年も12月28日から30日まで実施し、また、新年の1月5日には出初式を挙行することについて、法隆寺五丁地区の地域交流館建設現場において、12月7日午前11時20分ごろ現場作業員が足場から落下し、約4週間治療を要する事故が発生したことについて報告がありました。委員より、事故の発生を受け労働基準局からの指導があった場合の町の対応について質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

その他の質問として委員より、社会福祉協議会の高齢者外出支援事業について、幼稚園の園長が嘱託職員になっていることについて、学校の施設を住民に開放している場合の責任の所在について、衆議院選挙の期日前投票での最高裁判所の国民審査だけが期間が違ふことの町の見解と国への申し入れについて、選挙ポスター掲示の設置場所について等の質疑・意見があり、理事者から一定の答弁がありました。

以上が、開会中におけます当委員会にかかわります審査の概要と結果であります。

詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いいたします。以上で、総務常任委員会、委員長報告を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 次に、日程４、予算決算常任委員長報告について、予算決算常任委員長の審査結果報告を求めます。１１番、飯高委員長。

○予算決算常任委員長（飯高昭二君） それでは、去る１２月１４日（金）全委員出席のもと、予算決算常任委員会を開催させていただきましたので、ご報告をいたします。

まず始めに、本会議からの付託議案であります（１）議案第５３号 平成２４年度斑鳩町一般会計補正予算（第４号）についてを議題とし、企画財政課長から、議案書に基づき説明を受けました。委員から、あわ保育園において、給食に係る調理及び洗浄業務の委託を実施されることから、既に導入されている、たつた保育所での導入後の評価について質疑があり、保護者の方からも好評の声を聞いているとの答弁がありました。また栄養士配置の考え方や民間委託する理由などについて質疑があり、一定の答弁がされています。また他の委員より白石畑の１５７号線の道路新設改良工事の概要について質疑があり、工事着工は来年２月初旬、工期は一応５月末を予定している。工事場所は、最終処分場の出入り口の東側の部分にあたり、幅員５．５ｍのところでは、全幅員６ｍ以上でないと対向が難しいため、張り出しを計画し、全体で６．５ｍの道路になるよう設計しているとの答弁がありました。

質疑を終結した後、議案第５３号については、討論の申し出があり討論を行いました。

始めに、本案を可決することに反対の方の意見では、今回の補正予算のうち、問題があると考えているのは、あわ保育園の給食調理・洗浄業務の委託契約にかかる債務負担行為の補正について、今年度から、たつた保育園の給食調理・洗浄業務が民間委託される際にも、問題があると指摘し、反対してきた経緯がある。たつた保育園で民間委託が実施され、その後の状況については、今のところ保護者の方から特にサービスの低下や問題があるという声が上がっていないが、民間委託され、サービスが低下しないよう、今後もサービスの維持向上を図っていただきたい。また、現在、町立の小学校で各校に１人栄養士を配置し、子どもたちの食育の推進に努めるとともに、安心できる給食を提供できるよう、栄養士による栄養管理、監督の体制を確立するなか、たつた保育園で今年度から１人栄養士を採用しているが、あわ保育園については保健センターの業務とど

ちらも見ていただけるといふことで、考え方が示されている。あわ保育園については、入所希望が増え、給食の提供する数も二百数十と、かなりの数になっており、さらにきめ細やかな子どもたちへの配慮が必要である。本来、子どもたちの給食については、これまでのように、町が直営で運営し、安心できる給食を子どもたちに提供していくべきと考える。町は民間委託をしていく理由として、給食調理員の確保が難しいということの説明されており、給食調理員がなぜ確保できないのか、どうすれば確保できるのかという点についても調査・研究し、改善していくべきである。また、あらたに民間委託していくにあたり、これまで町が採用していた給食調理員、特に臨時職員については契約を打ち切られることになっている。正規の職員については、そのまま保育園に残られているところですが、こうした民間委託への移行に伴い、雇用が失われるという点について、非常に問題があると考えた。したがって、今回の民間委託については認めるわけにはいかないとのことで、反対の立場からの意見がありました。

次に、本案を可決することに賛成の方の意見では、本補正予算は、障害者介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費、障害者移動支援業務委託料の増額、さらには、子ども医療費助成など医療費助成金の増額、町道157号線の白石畑区域において実施される張出し車道工事に要する費用など、福祉サービスをはじめとした町民の皆さんの生活に密着した予算が盛り込まれている。また、保育所の給食調理・洗浄業務を民間事業者へ委託するための債務負担行為の補正予算については、小学校や中学校においても、すでに導入され数年が経過していますが、適正に運営されている。今年度から実施された、たつた保育園における給食調理・洗浄業務委託についても、実施前に保育所運営委員会を開催し、ご了承いただき、また試食会まで行い、保護者の不安払拭に取り組まれている。さらに子ども一人ひとりの離乳食や個別のアレルギー対応食など、適正に対応して運営していただいていることから、本議案について賛成するとの意見がありました。

討論を終結した後、本案については、賛否両論であり採決を行いました。本案を原案どおり可決することに賛成の挙手をもとめたところ、挙手多数であり、よって議案第53号については、当委員会として賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第54号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とし、議案書に基づき説明を受けました。委員から、前回、医療費が伸びていることについて質問するなか、担当課のほうからジェネリックを推進

し、医療費抑制をはかっていくとの説明を受けたが、ジェネリック推進するにあたって、住民の方からの問い合わせ等についての質疑があり、一定の答弁がされました。本案について委員にお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（３）議案第５５号 平成２４年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを議題とし、議案書に基づき説明を受けました。委員からは、特段の質疑はありませんでした。本案について委員にお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（４）議案第５６号 平成２４年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）についてを議題とし、議案書に基づき説明を受けました。委員からは、特段の質疑はありませんでした。本案について委員にお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、（５）平成２４年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第１号）についてを議題とし、議案書に基づき説明を受けました。委員からは、特段の質疑はありませんでした。本案について委員にお諮りしたところ、原案どおり満場一致で可決すべきものと決しました。

以上、付託議案について審査を行い終わりました。

次に、その他について質疑をお受けしたところ、委員より、火葬場の炉の修繕について質疑がありました。去る１０月１日に電気系統の故障によって炉が動かないという事態が発生し、電気系統の改修を行った。金額として９２９万３千円の電気回路の改修で、予備費から充用させていただいているとの答弁がありました。

以上が、開会中に開催いたしました委員会の概要です。詳細につきましては、会議録に整理させていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従い表決を行ってまいります。

まず初めに、議案第３９号 斑鳩町地域交流館設置条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第 40 号 斑鳩町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第 41 号 斑鳩町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第 42 号 斑鳩町風致地区条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第 43 号 斑鳩町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 43 号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第 44 号 斑鳩町防災会議条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第 44 号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第４５号 斑鳩町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４５号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第４６号 斑鳩町暴力団排除条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４６号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第４７号 斑鳩町実費弁償条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４７号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第４８号 斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４８号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第４９号 斑鳩町下水道条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第４９号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第50号 斑鳩町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第51号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第52号 斑鳩町立あわ保育園新調理室用厨房機器購入についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第53号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)についてをお諮りいたします。

本案については、討論の申し出があります。よってこれより討論を行います。

初めに、本案を可決することに反対の議員の意見を求めます。13番、里川議員。

○13番(里川宜志子君) それでは、議案第53号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算(第4号)について、反対の立場から意見を申しあげます。一般会計における各款、項、目に充てられているものについては概ね理解はしているものの、債務負担行為補正については、元々、たつた保育園の給食調理・洗浄業務を業者委託することについて、反対をしてきた経緯があります。小さい子どもにとっての食事は健康と命に係わる重要なものです。アレルギー食は万が一間違えると大人と違って子ども、特に小さい子どもには大きなショック症状がでてくる場合がございます。そんな重要な仕事は、町が責任をもって直営で行うべきであるという考え方は、私の中では今でも全く変わっていません。

ん。また保育園の待機児童をなくすために、町長が英断を下されたことについては、大変評価をするものですが、行政がいろいろな業務を業者委託へとどんどん変えていく、また正職員よりも臨時職員のほうが多いというようなどころがあることそのものにも大変危惧をいたしています。これらは今後の斑鳩町の行政のあり方や姿勢を示しているのではないのでしょうか。あわ保育園で今まで子どもたちを慈しみ、苦勞して狭い給食室でたくさん子どもたちの給食を作っていたいただいた皆さんに、せめて新しくなった快適な調理室で気持ちよく働いていただきたかったというのが私の率直な思いです。議員皆様にもその点についてはぜひご理解をいただきたいと思えます。そして、でも、もし委託となるのなら、契約履行の確認、また、保育園と中学校での給食の決定的な違いである子どもたちへの配膳の確認、また、園行事の時にも必要な役割を果たしてきていただいていること、また、保育士や子どもたちとの架け橋となって、調理する業者の方々に願いや思いを通わせる、そういうポジションとなる、常駐の管理栄養士の配置をぜひともしていただきたいということを申しあげまして、私の反対討論とさせていただきます。

どうぞ議員皆様にもご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） 次に、本案を可決することに賛成の議員の意見を求めます。

12番、辻議員。

○12番（辻 善次君） それでは、議案第53号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について賛成の立場から意見を申し上げます。

今回の補正予算は、障害者介護給付・訓練等給付費や障害児福祉サービス給付費、障害者移動支援業務委託料の増額、さらに、子ども医療費助成などの医療費助成金の増額、町道157号線の白石畑区域において実施する張出し車道工事に要する費用など、福祉サービスをはじめとした町民皆さんの生活に密着した予算が盛り込まれております。反対者の意見の中で述べられた、あわ保育園における給食調理・洗浄業務委託、業者に委託するための債務負担行為の補正につきましては、すでに、昨年より、たつた保育園で導入されており、安全で安心な給食が提供され、保護者の評価も好評を得ております。また、あわ保育園に導入するにあたって、保護者会への説明においても、特段の反対意見がなかったことであり、導入にあたっての理解が得られているものと考えております。さらに、子ども一人ひとりの離乳食や個別のアレルギー対応食等も適正に対応して運営されていると聞いております。またなお、栄養士においても、以前は1名でしたが2名とされており、給食の管理に努められております。さらに、すでに導入し、数年経過し

ている小学校や中学校においても児童に対して、安全かつ給食が従前どおり提供できていると聞いております。

このことから、議案第53号 平成24年度斑鳩町一般会計補正予算（第4号）について賛成するものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（嶋田善行君） これをもって討論を終結いたします。

本案については、賛否両論であります。よって、これより採決を行います。

議案第53号について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立する者あり）

○議長（嶋田善行君） 起立多数であります。

よって、議案第53号については、賛成多数で可決いたしました。

続いて、議案第54号 平成24年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第55号 平成24年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第55号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第56号 平成24年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、満場一致で可決いたしました。

続いて、議案第57号 平成24年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第58号 平成24年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、議案第59号 王寺周辺広域休日応急診療施設組合規約の変更についてをお諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、満場一致で可決いたされました。

続いて、陳情第6号 土地売買に係る農業用水路変更整備工事等の早期着工を求める陳情書についてをお諮りいたします。陳情第6号については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり不採択とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号については、満場一致で不採択といたされました。

ここでお諮りいたします。

皆さんのお手元に配付いたしております、追加日程1. 発議第7号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について、追加日程2. 発議第8号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1、発議第7号、追加日程2、発議第8号を日程に追加し、日程の

順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程 1. 発議第 7 号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。9 番 中西委員長。

○ 9 番（中西和夫君） それでは、発議第 7 号 斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案説明をさせていただきます。

最初に、議案書を朗読いたします。

発議第 7 号

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 109 条第 7 項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成 24 年 12 月 20 日提出

議会運営委員会

委員長 中西和夫

それでは、発議第 7 号につきまして、要旨の朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

斑鳩町議会委員会条例の一部を改正する条例（要旨）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の一部改正により、委員の選任等に関する事項が条例委任されたことに伴い所要の改正を行うとともに、常任委員会の所属義務規定が削除されたことに伴い、議長は常任委員会に所属しない規定を設けるものです。

1. 主な改正内容、第 2 条関係（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）、委員の選任について、第 7 条で規定をすることから、ただし書きを削除するものとする。また、議長は常任委員会に所属しないことに改めるため、予算決算常任委員会及び広報発行常任委員会の定数をそれぞれ 1 名減とする。

第 7 条関係（委員の選任）、（1）議員は、少なくとも 2 つの常任委員会に所属する旨の規定を、第 7 条で定める。（2）議長は、常任委員会に所属しない旨の規定を設ける。（3）常任委員及び議会運営委員の選任時期、特別委員の選任及び任期についての規定を設ける。

2. 施行期日、地方自治法第 109 条の改正規定の施行日から施行する。

3. 経過措置、施行日において、旧条例の規定により設置された委員会については、

従前の例による。

以上で提案説明とさせていただきますが、議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（嶋田善行君） お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号については、満場一致をもって可決いたしました。

続いて、追加日程2. 発議第8号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。9番 中西委員長。

○9番（中西和夫君） それでは、発議第8号 斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、提案説明をさせていただきます。

最初に、議案書を朗読させていただきます。

発議第8号

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則について

標記について、地方自治法第109条第7項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成24年12月20日提出

議会運営委員会

委員長 中西 和夫

それでは、発議第8号につきまして、要旨の朗読をもって提案説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

斑鳩町議会会議規則の一部を改正する規則（要旨）

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、本会議においても委員会同様、公聴会の開催や参考人の招致ができることになったため、その手続きを定めるとともに、条項ずれに伴い条文の整理を行うものであります。

主な改正内容でございます。（1）公聴会の開催（第14章関係）、①公聴会の開催は、議会の議決により決定し、日時、場所、案件等必要事項を公示する。②公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書をもって議会に申し出をし、議会は申し出た者

及びその他の者の中から公述人を定めるものとする。公述人の選定にあたっては、賛成者、反対者の一方に偏らないよう選ばなければならない。③公述人は、議長の許可を得て発言するものとし、意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。また、議員は公述人に質疑ができ、公述人は、議員に対して質疑ができない。④議会が特に許可をした場合を除き、公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。

(2) 参考人の招致(第15章関係)、①議会が、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決により決定する。②参考人の発言、議員と参考人の質疑、代理人及び文書による意見の陳述については、公聴会に関する規定を準用する。

以上で提案説明とさせていただきますが、議員皆様のご賛同をよろしく願います。

○議長(嶋田善行君) お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し原案どおり可決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、発議第8号については、満場一致をもって可決いたされました。

続いて、日程5、各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(嶋田善行君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

続いて、日程6、議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査

の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（嶋田善行君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長のあいさつをお受けいたします。

○町長（小城利重君） 平成24年第4回町議会定例会の閉会にあたり、一言あいさつを申し上げます。

去る12月3日の開会から本日まで、斑鳩町地域交流館設置条例についてなど、全23議案を提出させていただきましたところ、終始ご熱心にご審議をいただいた結果、いずれの議案につきましても原案どおりご承認を賜り、心より感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

今議会で議員皆様方から賜りましたご意見や指摘事項に対しましては、今後の行政運営を進めていく中で十分に配慮してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

また、平成25年度の予算編成にあたりましては、国政の政権交代により、制度等の変更も考えられますが、情報の収集に努めるとともに、厳しい財政状況の中ではありますが、議員皆様方からいただきましたご意見等を念頭におきながら、第4次斑鳩町総合計画の更なる推進に向けて予算編成に取り組んでまいりますので、今後とも、さらなるご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年も残すところあとわずかとなりました。寒さも一段と厳しさをます時期でもあります。議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛の上よいお年をお迎えいただきますよう念じまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（嶋田善行君） これをもって、平成24年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午前10時35分 閉会)